

蚊媒介感染症(デング熱・チクングニア熱及びジカウイルス感染症)が疑われる症例の取扱いについて

平成 28 年 8 月 18 日
長野県健康福祉部

蚊媒介感染症(デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症)が疑われる症例については、以下のガイドライン等を参考に対応する。なお、ジカウイルス感染症を疑う症例の要件については、厚生労働省のホームページ等にて最新の情報を確認する。

<参考資料>

- ◇ 蚊媒介感染症の診療ガイドライン 第3版(2016年7月14日 国立感染症研究所 HP)
- ◇ ジカウイルス感染症のリスクアセスメント (国立感染症研究所 HP)
(国立感染症研究所 HP <http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/sa/zika.html>)
- ◇ ジカウイルス感染症に関するQ&A (厚生労働省 HP)
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>)

診断前

- (1) 蚊媒介感染症を疑う場合について
最寄りの保健所(保健福祉事務所)にウイルス学的検査の実施について相談をする。
- (2) 行政検査について
行政検査として実施する場合は、原則として「デング熱・チクングニア熱を疑い検査を実施する基準^{*1}」に該当する場合とする。なお、デング熱を疑う場合は、血清中のデングウイルス NS1 抗原定性又は全血・血清中のデングウイルス NS1 抗原・IgM 抗体同時定性の検査が保険適用で算定可能。
ジカウイルス感染症については、「ジカウイルス感染症を疑う症例の要件について^{*2}」等を参考に判断する。
別紙:「蚊媒介感染症(デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症)が疑われる症例の行政検査について」を参照。
- (3) 保健指導について
患者に対し、解熱するまでの間に蚊に刺されないことや献血回避について理解を求めよう保健指導を行う。
ジカウイルス感染症では、性行為による感染伝播が疑われる事例が報告されていることから、性感染症による感染伝播に注意することについてもあわせて指導を行う。

診断後

- (1) 発生届の提出について
検査結果を受け、デング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症と診断した場合は、感染症法第12条に基づく発生届を直ちに最寄りの保健所(保健福祉事務所)に提出する。
- (2) 治療について
必要に応じて、診断に加えて適切な治療が可能な医療機関(入院治療が可能な医療機関など)に相談、又は患者を紹介する。特に、デング熱、チクングニア熱のガイドラインに記載のある重症化サイン^{*3}が認められる場合は、入院による治療の必要性があるため、専門の医療機関に相談する。
(蚊媒介感染症専門医療機関: 一般社団法人 日本感染症学会ホームページを参照)
- (3) 行政機関への協力
患者に、保健所から疫学調査の連絡があることについて説明を行う。
医療機関で検査を実施している場合は、ウイルスの遺伝子検査等により実態を把握するため、検体の提出について保健所に協力する。また、追加調査が必要な場合も、協力する。

【※1 デング熱・チクングニア熱を疑い検査を実施する基準】

デング熱 : 1~4の全てに該当した場合

チクングニア熱: 1~4の全てに該当し、デング熱の検査が陰性であった場合

1 蚊の刺咬歴の有無 国内蚊の発生時期(5~10月末頃) 刺咬歴は海外、国内問わず 上記以外 刺咬歴は主に海外流行地域
2 突然の発熱(38℃以上)を呈する。
3 以下の所見の2つ以上を認める場合 ①発疹 ②悪心・嘔吐 ③頭痛・関節痛・筋肉痛 ④血小板減少 ⑤白血球減少 ⑥ターニケットテスト陽性 ⑦重症化サイン ^{※3} のいずれか ※ ターニケット(駆血帯)テスト 上腕に駆血帯を巻き、収縮期血圧と拡張期血圧の間での圧で5分間圧迫を続け、圧迫終了後に2.5cm×2.5cmあたり10以上の点状出血がみられた場合に陽性と判定する。
4 他の感染症によること又は他の原因が不明な場合

(「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」を参照)

(参考): デングウイルス抗原定性検査又は抗原抗体同時定性検査(血清中のデングウイルス NS1 抗原の検出)は、保険適用収載

【※2 ジカウイルス感染症を疑い検査を実施する基準】

次の1及び2を満たすもの(※)

1 症候 : 下記の症候 a) 及び b) を満たす a) 「発疹」又は「発熱」(ほとんどの症例で、38.5度以下) b) 下記の(i)~(iii)の症状のうち少なくとも一つ (i) 関節痛 (ii) 関節炎 (iii) 結膜炎(非滲出性、充血性)
2 曝露歴 : 下記の a) 又は b) を満たす a) 流行地域(i)への渡航歴(ii)がある i. 流行地域 厚生労働省ウェブサイト「ジカウイルス感染症の流行地域について ^{※※} 」を参考とする。流行国・地域の周辺の国・地域においても、未確認ながら流行がみられる可能性もあることに留意する。 ※※ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113142.html ii. 潜伏期間 潜伏期間を考慮し、上記の流行地域から出国後、概ね12日以内の発症であることを条件とする b) 発症前概ね2~12日の間に1及び2 a)を満たす男性との性交渉歴がある

※ただし、蚊媒介による国内発生を疑う場合は、1をおこしうる他の疾患を除外した上で、2の条件は必須ではない

(「蚊媒介感染症の診療ガイドライン(第3版)」抜粋)

【※3 重症化サイン】

デング熱患者で以下の症状や検査所見を1つでも認めた場合は、重症化のサインありと診断する。

- ① 腹痛・腹部圧痛 ② 持続的な嘔吐 ③ 腹水・胸水 ④ 粘膜出血
- ⑤ 無気力・不穏 ⑥ 肝腫大(2cm以上)
- ⑦ ヘマトクリット値の増加(20%以上、同時に急速な血小板を伴う)